

多治見市公益通報者保護法による内部公益通報の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多治見市に対する公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第3条第1号及び法第6条第1号に定める公益通報（以下「内部公益通報」という。）を受け付け、適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、次に掲げるところによる。

- (1) 公益通報者 公益通報者のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員以外のもの。
- (2) 実施機関 市長（地方公営企業の管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会

(内部公益通報の対応体制)

第4条 公益通報対応業務は、総務課にて行う。ただし、総務課が通報対象事実に関係しているときは、企画防災課が行う。

- 2 公益通報対応業務を統括する責任者（以下単に「責任者」という。）は、総務課長をもって充てる。ただし、総務課が通報対象事実に関係しているときは、企画防災課長をもって充てる。
- 3 公益通報対応業務従事者は、総務課又は企画防災課の法務を担当する職員をもって充てる。
- 4 公益通報対応業務従事者の指名は、多治見市グループ制に関する規則（平成17年規則第52号）に基づくグループ編成により行う。
- 5 責任者及び公益通報対応業務従事者（以下「公益通報対応者」という。）は、公益通報に関し質問又は相談に応じるものとする。

(内部公益通報)

第5条 内部公益通報は公益通報申出書（別記様式）又はこれに準じた様式にて行い、その提出方法は郵送若しくは持参による書面、電子メール又はファックスによるこ

ととする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合にあっては、口頭により内部公益通報を行うことができる。この場合において、公益通報者は、公益通報申出書に記載すべき事項を陳述し、その内容を記載した公益通報申出書に署名しなければならない。

3 匿名による通報は、実名による通報と同様に取り扱う。この場合においては、公益通報対応者は、公益通報者が特定できない連絡手段の利用に配慮するものとし、この要綱に定める公益通報者への通知等を行わない。

第6条 内部公益通報は、公益通報対応者が受け付ける。

2 責任者は、内部公益通報を受け付けたときは、公益通報者に通知するとともに、当該内部公益通報に係る実施機関に報告しなければならない。

(情報を共有する者の範囲)

第7条 公益通報者を特定させる事項は、公益通報対応者に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有してはならない。

2 公益通報対応者は、公益通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。ただし、公益通報者を特定しなければ必要性の高い調査が実施できない場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第8条 内部公益通報を受け付けた責任者は、正当な理由がある場合を除き、必要な調査を実施するものとする。

2 責任者は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を公益通報者に通知するものとする。ただし、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合は、この限りでない。

3 責任者は、調査を終了したときは、その結果を速やかに取りまとめ、公益通報者に対し通知ものとする。ただし、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合は、この限りでない。

4 実施機関は、内部公益通報に係る公益通報対象事実に関係する者を当該内部公益通報の事務処理に関与させてはならない。

(是正措置等)

第9条 実施機関は、内部公益通報に係る調査の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは関係者の処分を行うものとする。

2 是正措置等をとった実施機関は、その内容を公益通報者に対し通知するものとする。ただし、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合は、この限りでない。

3 是正措置等をとった実施機関は、一定の期間を経過した後、当該是正措置等による効果を確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等その他の改善を行うものとする。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）